

令和8年度くりさわ学舎改築基本設計等業務

特記仕様書

令和8年4月

岩見沢市建設部建築課

# 建築設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1 業務名称 令和8年度くりさわ学舎改築基本設計等業務

### 2 事業の背景と目的

くりさわ学舎は、旧小学校校舎を活用し令和7年4月に岩見沢市初の義務教育学校として開校したが、既存校舎は劣化が著しく、義務教育学校としての運用を想定した施設ではないことから、義務教育学校として望ましい教育環境を整えるため、新校舎の建設を進めることとした。

新校舎建設に当たっては、隣接する来夢21の機能（図書館、児童館等）を集約した複合施設とし、子どもたちや地域の人々を最優先に考え、地域に親しまれ長く愛される施設を目指す。一方で、徹底したコスト縮減は必須の課題とし、必要最小限の施設規模で整備する。

本業務では、工事工程や地盤、杭、既存グラウンドの活用等の諸条件などを踏まえ、事業費最小化に資する合理的かつ最適な仕様を選定・反映した基本設計を進めることを目的とする。

### 3 計画施設の概要

- (1) 施設名称 岩見沢市立くりさわ学舎
- (2) 敷地の場所 栗沢町南本町 41-1 外
- (3) 施設用途 学校

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号 第1類(小学校、中学校)とする。

### 4 設計と条件

#### ○基本設計

##### (1) 敷地の条件

- a 敷地の面積 49,802㎡
- b 用途地域及び地区の指定 第1種中高層住居専用地域

##### (2) 施設の条件

- a 施設の延べ面積 5,500㎡以内  
用途別の面積配分、諸室構成、共用化の範囲及び運用区分等は、受託者提案及び協議により決定する。ただし関係法令・基準等で定められた設備・面積等の要求水準は全て満たすこと。
- b 構造・規模 鉄筋コンクリート造又は、混構造
- c 付帯工事概要 外構工事、既存施設解体工事
- d 設備概要 電気設備・機械設備
- e 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 令和3年版」に準じて適用する。耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 II類
- 2) 建築非構造部材 A類
- 3) 建築設備 乙類
- f 現況敷地 別紙現地写真参照
- g 必要諸室 普通教室9室、特別支援教室4室、多目的室2室、会議室3室、理科室・音楽室・美術室・図工技術室・家庭科室 各1室、屋内体育館1室、図書館1室(市立図書館・学校図書館共通)、職員室・校長室・保健室 各1室(共通)、こども館、共用部等

### (3) 建設の条件

- a 予定工事費(校舎) 約30億円(税込)
- b 建設予定工期 令和9年12月～令和11年
- c 年次計画(予定)
  - 令和8年度 基本設計、来夢21解体設計
  - 令和9年度 実施設計、来夢解体21工事、校舎改築工事(1か年目)
  - 令和10年度 校舎改築工事(2か年目)
  - 令和11年度 校舎改築工事(3か年目)、外構工事、旧校舎解体設計
  - 令和12年度 旧校舎解体工事

※年次計画は、今後変更の可能性がある。

### (4) 設計と条件については、次による。

- a 義務教育学校、児童館、放課後児童クラブ及び市立図書館分館の複合施設とする。
- b コスト縮減を検討し、縮減案を取りまとめ担当員と協議を行うこと。
- c 来夢21(既存施設)を解体し、当該敷地に複合施設を整備することを基本とするが、複数案の建替え案を比較検討すること。(隣接敷地)
- d 本敷地は軟弱地盤が想定されるため、確実な安全性を確保しつつ、いかに基礎工事費を縮減するかが重要課題である。このため、来夢21の既存杭について、基礎としての再利用や地盤補強材としての活用が可能かどうか、技術的・経済的側面から詳細に検討すること。
- e ZEB Ready水準に対応した一次エネルギー削減に必要な工法の検討及び概算事業費の算出にあたっては、岩見沢市の従来の学校建築との比較検討を行い、その効果や費用の妥当性を明確にすること。
- f 創エネルギー導入については、費用対効果含め検討し設計へ反映させること。
- g 歩車道分離の動線を原則とした配置計画とすること。
- h 階数は2階建てを原則とする。
- i 複合施設であることから、各施設の開館時間のセキュリティを考慮した計画とすること。
- j 既存グラウンドを再利用する計画とすること。
- k 全ての事項(施工方法や資材等)において、複数案での比較検討を行い、発注者と協議すること。
- l 学校活動を踏まえ、地域が集う共用空間を形成し、運用・動線・安全区分について協議すること。
- m 業務の進捗に合わせ、別途指示する中間審査を行う。(方針、一般図)
- n 道産材の積極的な利用を図るよう検討すること。
- o 開発行為の申請の有無については、十分に検討すること。
- p 盛土規制法等の最新法令を遵守した上で、造成や建設発生土の処分に係る費用が最小となるよう計画すること。
- q 土壌汚染の恐れがないことを調査し記録に残すこと。(土壌汚染対策法第4条第1項の届出)
- r 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定に基づく特別豪雪地帯に指定されている本市の地域特性を考慮し、適切な雪対策を講じた設計とすること。

## ○実施設計(来夢21解体)

### (1) 敷地の条件

- a 敷地の面積 7,354㎡
- b 用途地域及び地区の指定 第1種中高層住居専用地域

### (2) 施設の条件

- a 施設の延べ面積 1,969㎡
- b 構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建て
- c 付帯工事概要 倉庫、物置、外構等

### (3) 解体の条件

- a 予定工事費(校舎) 約1.3億円(税込)※地盤の安全性を考慮し、杭を残置とした工事費
- b 建設予定工期 令和9年5月～令和9年11月
- c 年次計画 基本設計による

(4) 設計と条件については、次による。

- a くりさわ学舎建設地であることから、基礎部解体時の地盤の乱れ等を考慮した設計とすること。
- b 杭の引き抜き及び残置において、様々な影響等の検討を行い、安全に考慮した設計とすること。
- c くりさわ学舎建設に係る先行解体とするため、解体地盤を十分把握し、建設工事のトラフィカビリティを考慮した設計とすること。また、コストには十分留意すること。
- d 来夢21より半径30mの範囲の住宅に対し、家屋調査の事前調査を実施すること。(解体工事費に参入)
- e 栗沢デイサービス敷地の有効活用の可能性について検討を行うこと。
- f アスベスト、PCB、イオン化式感知器等は現地調査し、分析、メーカー問合せを行うこと。

#### ○敷地測量

(1) 敷地の条件

- a 敷地の面積 4.99ha
- b 調査の面積 2.84ha

(2) 設計と条件については、次による。

- a 基準点測量(3級・4級)
- b 用地測量(境界確認、境界測量、面積計算、用地実測図原図等の作成)
- c 現地測量(現況建物、給水、排水、雨水、植栽、地下埋設物、道路等)

#### ○地質調査

(1) 敷地の条件

- a 調査の場所 栗沢町南本町41-1内
- b 調査の面積 2.84ha

(2) 設計と条件については、次による。

- a ボーリング
  - 《調査ボーリング》
    - ・土質ボーリング 66φ 150m 5か所 / 86φ 14m 2か所
  - 《サウンディング及び原位置試験》
    - ・標準貫入試験 150回
    - ・孔内水平載荷試験 2か所 シンウォールサンプリング 14本
  - 《土質試験》
    - ・土粒子の密度試験
    - ・土の含水試験
    - ・土の粒度試験
    - ・土の液性限界試験
    - ・土の塑性限界試験
    - ・土の強熱減量試験
    - ・調査測定(水位測定、ガス測定)
- b 資料整理等
  - 《資料整理取りまとめ業務》
    - ・ボーリング柱状図の作成業務
    - ・試料の観察
    - ・各種計測結果の評価及び考察
    - ・地質調査資料整理様式による用紙への記入
  - 《断面図等の作成》
    - ・地層土性の判定、土質又は地質断面図の作成(着色)
    - ・その他各種断面図の作成

《総合解析取りまとめ》

- ・ 調査地周辺の地形、地質の検討
- ・ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ・ 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、一般的な比較検討）
- ・ 設計施工上の留意点の検討。特に盛土や切土を行う場合の留意点の検討
- ・ 報告書の作成
- ・ ダイジェスト版 説明資料の作成（A2サイズ）

## 5 その他

- ・ 着手後、業務の具体的な計画を記載した業務計画書を担当員に提出すること。
- ・ 本市が提供するすべての資料については、必ず入念な現地調査を実施して現況を把握し、資料との整合性を確認した上で、設計図書に反映させること。また、本業務の設計図書に基づく工事の着手後に不整合が判明した場合は、設計内容の精査及び対策に全面的に協力すること。
- ・ 工法・材料・機器類の選定にあたっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等について十分な比較検討を行い採用すること。
- ・ 特定の新技术・新工法及び特許等については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、発注者と協議のうえ、採用すること。
- ・ 技術情報や見積書等の徴収は、特定のものに偏ることがなく、又設計に利害を有するものから過度な技術サービスを受けることなく自らの責任において徴収すること。
- ・ 来夢21解体から複合施設建設までの工事概略工程表を作成すること。
- ・ 業務委託後、不明箇所が生じた場合は、必要に応じて補足説明等（資料提出）の措置をとること。
- ・ 受託者は、当該設計業務に係る工事の発注準備及び施工段階において、設計図書の不備に起因するもの、または社会通念上認められる範囲における質疑応答、検討、助言、承諾及び説明等について、業務協力を行うこと。
- ・ 令和8年10月上旬までに概算工事費の算出及び業務担当員への報告を行うこと。
- ・ 設計概要をA3サイズ1枚程度にまとめ、検査時に説明を行うこと。

## II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。  
・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印に○印が付いた場合は、共に適用する。

### 2 照査技術者の資格要件

照査技術者等の資格要件は次による。

- 照査技術者をおくこととする。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
  - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は建築設備士
- 照査技術者は13年以上の実務経験を有すること
  - ・ 照査技術者は5年以上の実務経験を有すること

### 3 プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 4 業務の範囲

#### (1) 一般業務

- a 基本計画に基づいた方針の確定
  - 基本計画の精査
  - 基本計画の整備案に加え複数案を比較検討
  - 既存施設の解体に係る調査及び方針決定
- b 基本設計
  - 建築（総合）基本設計
  - 建築（構造）基本設計
  - 電気設備基本設計
  - 機械設備基本設計
  - 外構基本設計
  - 解体基本設計
  - 概算工事費
  - 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務
- c 実施設計
  - 解体実施設計
  - 工事費
  - 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務
- d 敷地測量
  - 基準点、用地、現地の測量
  - 各種図面・資料作成
- e 地盤調査
  - 調査ボーリング及び採取した土の試験
  - 各種技術資料作成及び総合解析

## (2) 追加業務

### ○ 積算

#### ○ 基本設計積算業務（建築、電気設備、機械設備及び、外構設計）

積算業務内容

○ 概算工事費算出根拠資料

○ 見積徴収（原則3社）

#### ○ 実施設計積算業務（解体）

積算業務内容

○ 積算数量算出書の作成

○ 単価作成資料の作成（複合単価（代価表・別紙明細書を含む）等）

○ 見積徴収（原則3社）

○ 原則として岩見沢市内の業者から見積徴収を行うこと。

○ 見積検討資料の作成

○ 工事費算定内訳書の作成（内訳書数量入力システム（RIBC2）により行う。）

### ○ 分析等調査

○ アスベスト定性・定量分析（6種類10か所）

○ PCB調査（メーカーによる使用有無証明書）

○ イオン化式感知器（メーカーによる使用有無証明書）

○ その他試験、調査等

○ 鳥瞰図作成 種類（ノーマル（普通））、判の大きさ（\_A3\_）、枚数（\_2枚\_）、額の有無（有）及び材質（アルミニウム製（マット込み））

○ 外観図作成 種類（ノーマル（普通））、判の大きさ（\_A3\_）、枚数（\_2枚\_）、額の有無（有）及び材質（アルミニウム製（マット込み））

・ 確認申請等手続き業務（建築基準法施行規則第1条の3に基づく添付書類含む）

### ○ 工事、建物における電波受信障害の影響調査

・ 岩見沢市放送電波受信障害防止建築指導要綱に基づく関係書類の作成及び提出手続き業務

・ 建築物省エネ法における計算書の作成及び届出手続き業務

### ○ コスト縮減検討報告書の作成

（設計にあたり、コスト縮減対策として有効なものとして採用した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う）

・ 北海道景観条例等に係る届出書等作成及び届出手続き業務

・ 環境問題等に対応する業務（LCC、LCCO2の計算、算出等）

### ○ 国庫補助（交付金等）事業に係る資料の作成業務及び関係機関との打合せ

・ 建築物環境配慮計画書の作成及び提出手続き業務

### ○ 概略工事工程表の作成業務

・ 建築物総合環境性能評価（CASBEE簡易版）計算書の作成業務

### ○ 建設に起因する地盤変動等による影響調査範囲の検討及び調査

### ○ 開発行為に係る検討資料の作成

### ○ その他必要な業務

## (3) その他

### ○ 地元住民、学校関係者・保護者等への説明会等の資料作成業務

・ 施設台帳作成業務（配置図、平面図等）

### ○ 議会用図面作成業務（簡略図面 ※担当員確認）

## 5 業務の実施

### (1) 一般事項

- a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c 積算業務は、業務担当員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d 業務の実施に当たり、次の資格を有する担当主任技術者をおく。
  - ア 建築総合設計（積算業務も含む）
    - 建築総合主任技術者をおくこととする。
    - 建築総合主任技術者は（○ 一級建築士）であること
    - 建築総合主任技術者は5年以上の実務経験を有すること
  - イ 建築構造設計（積算業務も含む）
    - 建築構造主任技術者をおくこととする。
    - 建築構造主任技術者は（○ 一級建築士）であること
    - 建築構造主任技術者は5年以上の実務経験を有すること
    - ・ 建築構造主任技術者と建築総合主任技術者は兼任できる。
  - ウ 電気設備設計（積算業務も含む）
    - 電気設備設計担当者をおくこととする
    - 電気設備設計担当者は5年以上の実務経験を有すること
    - 電気設備設計担当者は機械設備設計担当者と兼任できる。
  - エ 機械設備設計（積算業務も含む）
    - 機械設備設計担当者をおくこととする
    - 機械設備設計担当者は5年以上の実務経験を有すること
    - 機械設備設計担当者は電気設備設計担当者と兼任できる。
  - オ 外構設計（積算業務も含む）
    - 外構設計担当者をおくこととする
    - 外構設計担当者は5年以上の実務経験を有すること
    - 外構設計担当者と建築総合主任技術者は兼任できる。
  - カ その他
    - 建築構造設計にあたっては構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
    - 設備設計にあたっては設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- e 電子納品
  - ※ 本業務は、電子納品対象業務とする。  
北海道建設部建築局制定の「営繕業務電子納品運用ガイドライン」に基づき、業務書類を電子成果品として納品すること。

### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a 業務着手時
- b 業務担当員又は主任技術者が必要と認めた時
- c その他（中間審査：方針審査・概算工事費審査）

### (3) 適用基準等

- a 設計
  - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）
  - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）
  - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）
  - 建築設備計画基準（令和7年版）

- 建築設備設計基準 ( 令和7年版 )
- 木造建築工事標準仕様書 ( 令和7年版 )
- 建築物解体工事共通仕様書 ( 令和5年版 )
- 構造設計指針 ( 北海道 )
- コスト縮減のための公共建築設計指針 ( 北海道 )
- 既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン ( 日本建設業連合会 )
- 北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル ( )
- 岩見沢市における建築工事にかかる家屋調査等の実施について ( 令和5年8月23日 )
- 公立学校施設関係法令集 ( 第一法規株発行 ) ( 起工時は最新版 )
- 公立学校施設整備事務ハンドブック ( 第一法規株発行 ) ( 起工時は最新版 )
- 小学校施設整備指針 ( 文部科学省大臣官房文教施設企画部 )
- 中学校施設整備指針 ( 文部科学省大臣官房文教施設企画部 )
- 用地調査等共通仕様書 ( )
- その他関係法令 ( )

b 積算

- ※ 営繕工事積算要領 ( 北海道建設部 ) ※ 貸与
- 建築数量積算基準・同解説 ( 令和6年版 ) ・ 貸与
- 建築設備数量積算基準・同解説 ( 令和6年版 ) ・ 貸与

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用基準等のうち、・ 貸与に○印の付いたもの</li> <li>○ 岩見沢市立くりさわ学舎校舎整備基本構想</li> <li>○ 岩見沢市立くりさわ学舎校舎整備基本計画</li> </ul>	

貸与場所 ( 建設部建築課 ) 貸与時期 ( 業務着手時 )

返却場所 ( 建設部建築課 ) 返却時期 ( 業務完了時 )

(5) 成果品の提出場所 ( 建設部建築課 )

(6) 建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策 ( 発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底 ) について検討し設計に反映させる。

(7) 道産材等の使用

受託者は、当該工事の設計にあたり、使用する主要資材は道産資材及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。(木材及び木材製品は除く。)

(8) 地域材の使用

受託者は、当該工事の設計に当たり、木材又は木材を原料とする資材を積極的に使用するとともに、地域材を優先的に使用するよう努めること。なお、木材又は木材を原料とする資材の使用に当たり、事前に業務担当員と協議すること。

地域材とは、道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

(9) シックハウス対策

受託者はシックハウス対策 ( 換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定 ) について検討し、設計に反映させること。

検討に当たっては、「北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル」に基づき検討を行うこと。

(10) 電算機の使用について

電算機によって構造計算、空調負荷計算及び数量積算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

(11) その他

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付して、事前に業務担当員と協議する。

## 6 設計対象項目

### (1) 基本設計

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築総合	一般業務	○ 仕様概要書	
		○ 仕上表	
		○ 面積表及び求積図	
		○ 敷地案内図	
		○ 配置図	
		○ 平面図（各階）	
		・ 断面図	
		○ 立面図（各面）	
		・ 矩計図（主要部詳細）	
		○ 計画説明書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
建築構造	一般業務	○ 基本構造計画案	
		○ 構造計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
電気設備	一般業務	○ 電気設備計画概要書	
		○ 創エネルギー設備計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
機械設備	一般業務	○ 空気調和設備計画概要書	
		○ 冷暖房設備計画概要書	
		○ 給排水衛生設備計画概要書	
		○ 昇降機設備計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		○ 工事費概算書	
		○ 各種技術資料	
共通	追加業務	○ 日影図	
		○ 鳥瞰図	
		○ 外観図	
		○ 外構計画図	
		○ 地盤変動影響調査費等算定資料	

(2) 実施設計

実施設計対象項目		縮尺	摘要
解体	一般業務	○ 特記仕様書	
		○ 仕上表	
		○ 面積表及び求積図	1/200
		○ 敷地案内図	1/1000~1/3000
		○ 仮設計画図	1/200
		○ とりこわし図	1/200
		○ 配置図	1/500
		○ 平面図（各階）	1/200
		○ 断面図	1/200
		○ 立面図（各面）	1/200
		・ 鉄骨詳細図	
		○ 建具表	1/50
		○ 外構図	1/500
		○ 構造設計図	1/200
		（ア）伏図	
		（イ）軸組図	
		（ウ）標準詳細図	
		○ アスベスト撤去図	1/100
		○ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	
		○ 施工フロー図	
追加業務		○ 積算数量算出書	
		○ 単価作成資料	
		○ 見積書	
		○ 見積検討資料	
		○ 工事費算定内訳書	
		○ 概略工事工程表	
		○ アスベスト定性・定量分析(6種類)	

(注) : 工事費算定内訳書は、営繕積算システムRIBC2（一般財団法人 建築コスト管理システム研究所）による。

※ 1 : 計算方法は標準入力法によること。（ただし、モデル建物法に変換した計算結果も提出すること）  
住戸部分の計算方法は平成 28 年国土交通省告示第 265 号又は 266 号によること。

## 7 成果品及び提出部数等

### (1) 基本設計

成果品等	サイズ	提出部数		摘要
		データ	製本	
<b>a 建築総合</b>				
○ 建築（総合）設計図	A 3判	Jww・PDF	3部	
○ 基本設計説明書	A 3判	PDF	3部	
○ 工事費概算書	A 3判	Excel	3部	
○ 外構設計図	A 3判	Jww・PDF	3部	
○ 日影図	A 4判	PDF	3部	
<b>b 電気設備</b>				
○ 基本設計説明書	A 3判	PDF	3部	
○ 電気設備計画概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 仕様概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 工事費概算書	A 3判	Excel	3部	
<b>c 機械設備</b>				
○ 基本設計説明書	A 3判	PDF	3部	
○ 空気調和設備計画概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 給排水衛生設備計画概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 昇降機設備計画概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 仕様概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 工事費概算書	A 3判	Excel	3部	
<b>d 解体</b>				
○ 基本設計説明書	A 3判	PDF	3部	
○ 解体設計図	A 3判	Jww・PDF	3部	
○ 解体計画概要書	A 3判	Excel	3部	
○ 概略工事工程表	A 3判	Excel	3部	
○ 工事費概算書	A 4判	Excel	3部	
<b>e その他</b>				
○ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A 4判	PDF	1部	
○ 打ち合わせ記録簿	A 4判	PDF	1部	
<b>f 電子データ</b>				
○ 電子納品（CD-R等）			1式	USB可

(注1)：電気設備及び機械設備の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。

(注2)：電子データの提出については、5(1)e電子納品による。

## (2) 実施設計（実施設計図等）

成果品等	サイズ	提出部数		摘要
		データ	製本	
a 解体				
○ 特記仕様書	A 3 判	Jww・PDF	3 部	
○ 解体（建築）設計図	A 3 判	Jww・PDF	3 部	
○ 解体（電気設備）設計図	A 3 判	Jww・PDF	3 部	
○ 解体（機械設備）設計図	A 3 判	Jww・PDF	3 部	
○ 解体工事積算数量調書	A 4 判	Excel	3 部	
○ 複合単価作成等資料	A 4 判	Excel	3 部	
○ 見積書	A 4 判	Excel	3 部	
○ 単価策定書	A 4 判	Excel	3 部	
○ 工事費算定内訳書	A 4 判	Excel	3 部	
b その他				
○ アスベスト定性・0.1%定量分析報告書	A 4 判	各 1 部		
○ PCB調査報告書	A 4 判	各 1 部		
○ イオン化式感知器報告書	A 4 判	各 1 部		
○ その他調査分析報告書	A 4 判	各 1 部		
e 資料				
○ 既存杭における安全検討資料	A 4 判	一式		
○ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A 4 判	一式		
○ 打ち合わせ記録簿	A 4 判	一式		
f 電子データ				
○ 電子納品（CD-R等）			1 式	USB可

(注 1) : 電子データの提出については、5 (1)e 電子納品による。

(注 2) : 設計原図の材質は上質紙とする。

## 委託業務概要書（基本設計分）

設計委託用

業 務 名	令和 8 年度くりさわ学舎改修基本設計等業務 (基本設計)	摘 要
業務人・時間数 (技師Cによる)	2, 473 人・時間	
発注者打合せ回数	2回／建築 2回／電気 2回／機械	積算起点地 札幌市
現地打合せ回数	1回／建築 1回／電気 1回／機械	積算起点地 札幌市

注 1 業務人・時間数 及び 打合せ回数は、委託料を算定するための数量であり、契約上の業務人・時間数等を規定する数量ではありません。打合せ回数については、業務工程表にて計画し、業務担当員と協議してください。

注 2 業務人・時間数は、業務の内容を勘案し、対象外業務率を設定（別紙 2 対象業務表参照）して算定しています。

注 3 移動に要する人件費（人・時間）は、諸経費及び技術料等経費の算定対象外とします、

委託業務概要書（実施設計分）

設計委託用

業 務 名	令和 8 年度くりさわ学舎改修基本設計等業務 (解体設計)	摘 要
業務人・時間数 (技師Cによる)	434 人・時間	
発注者打合せ回数	2回／建築	積算起点地 札幌市
現地打合せ回数	1回／建築	積算起点地 札幌市

注 1 業務人・時間数 及び 打合せ回数は、委託料を算定するための数量であり、契約上の業務人・時間数等を規定する数量ではありません。打合せ回数については、業務工程表にて計画し、業務担当員と協議してください。

注 2 業務人・時間数は、業務の内容を勘案し、対象外業務率を設定（別紙 2 対象業務表参照）して算定しています。

注 3 移動に要する人件費（人・時間）は、諸経費及び技術料等経費の算定対象外とします、

## 対象業務表

	項 目		受託者
基本設計に関する標準業務	設計条件等の整理	条件整理	△
		設計条件の変更等の場合の協議	
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	△
		確認申請等に係る関係機関との打合せ	
	上下水道、ガス、電力通信等の供給状況の調査関係機関との打合せ		△
	基本設計方針の策定	総合検討	△
		基本設計方針の策定及び発注者への説明	△
	基本設計図書の作成		△
概算工事費の検討		△	
基本設計内容の発注者への説明等		△	
実施設計に関する標準業務	要求等の確認	発注者の要求等の確認	△
		設計条件の変更等の場合の協議	△
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	△
		確認申請等に係る関係機関との打合せ	△
	実施設計方針の策定	総合検討	△
		実施設計のための基本事項の確定	△
		実施設計方針の策定及び発注者への説明	△
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	△
		確認申請図書の作成	—
	概算工事費の検討		△
実施設計内容の発注者への説明等		△	
設計意図の伝達に関する業務	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		—
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		—
耐震診断に関する標準業務	告示（第670号）の別添一の1. イ 戸建木造住宅以外の建築物に係る業務内容		—

○ 対象業務

△ 対象外業務率を乗じている業務

— 対象外業務